

鳥取県港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業費補助金交付要綱

令和6年3月22日付第202300297601号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、漁港や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業を支援し、国内外からの多様なニーズに応えることにより、新たな地域のにぎわいを創出することで県内漁港・漁村の交流人口の増加や漁業所得と雇用を生み出し、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始予定の20日前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額す

るものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の増額及び間接補助事業間の経費流用を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者が、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であり、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（間接的な財産処分の承認）

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（雑則）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

1		2	3	4	5	6	7
間接補助事業（※1）		事業実施主体	間接補助対象経費	間接補助率	間接交付主体	補助率 事業費上限額	重要な変更
ソフト事業	（1）海業調査、先進地視察、専門家を招聘する勉強会	漁協、漁業者グループ、漁協女性部（※4）、一般事業者、任意団体	○調査費、視察経費、勉強会開催経費（委託料（※5）、特別旅費、謝金（※6）、旅費、会場借り上げ費（※7）、賃借料）	2/3以上	事業実施する主たる漁港、漁村が所在する市町村	1/3 ※上限額 5,000千円/年 (3回まで)	間接補助対象経費の増額及び間接補助事業間の経費流用を伴う変更
	（2）海業コンテンツ（※2）の創出、試行、ブラッシュアップ		○創出、試行、ブラッシュアップ経費（委託料、特別旅費、謝金、備品購入費（※8）、需用費（※9）、賃借料） ただし、第三者への食の提供は全事業費の20%までとする。				
	（3）人材育成、民間企業との連携・情報発信		○海業を実施する地域人材の育成、民間ノウハウの活用、チラシ、パンフレット、HP作成等、海業コンテンツの情報発信に必要な経費（研修費（※10）、委託料、特別旅費、謝金、賃借料）				
ハード事業	（4）海業支援施設（※3）整備		○地域の水産業の紹介、展示施設、地魚料理教室のための調理室、水産加工所、飲食提供（レストラン、カフェ等）、BBQ、キャンプ等の設備、施設の新規整備または改修（※11） ○朝市、直売、イベント等の海業を実施する漁港及び漁村の施設又はその附帯施設のストレスフリーな環境整備（トイレ改修、休憩所等の整備）（施設整備費、改修費（※12）（駐車場整備のための上屋の撤去費は除く））				

- ※1 国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業を除く
- ※2 海業コンテンツ：①体験（各種漁業、市場セリ見学、地魚料理教室、ウニ駆除、オーナー制ワカメ狩り等）、②レジャー（釣り堀、ダイビング、キャンプ、BBQ、宿泊等）、③販売（漁港朝市、直売、レストラン等）、④観光商品、イベント（①～③を組み合わせたツアー、イベント）といった海業の具体的な要素（メニュー）のこと。いずれも地域が一体となって訪問者の増加を図るために行われる取組であること。
- ※3 海業支援施設：地域の水産業の紹介・展示施設、地魚料理教室のための調理室、加工作業所、水産物直売所、飲食提供（レストラン、カフェ等）、BBQ、キャンプ等の設備、施設。朝市、直売、イベント等を実施する漁協又はその附帯施設のストレスフリーな環境の整備（トイレ改修、休憩所等の整備）で浜の活力再生プランに記載されている事業に限る。
- ※4 漁協、漁業者グループ及び漁協女性部が事業実施する場合は、浜の活力再生プランに記載されている事業に限る。
- ※5 委託料：月々の光熱費や通信費等ランニングコストは対象外とする。
- ※6 特別旅費、謝金：外部専門家の招聘に要する経費に限る。
- ※7 会場借り上げ費：勉強会の開催に必要な経費に限る。
- ※8 備品購入費：汎用性があり、事業の目的外使用になり得るものは対象外とする。
- ※9 需用費：消耗品費、印刷製本費に限る。
- ※10 研修費：研修参加費、旅費に限る。
- ※11 改修：当該地域の古民家や廃校・廃屋等を改修し、地域水産物普及施設（※13）として利用する場合に限り、古民家等改修施設及びこれらに附属する設備を補助の対象とする。
- ※12 施設整備費、改修費：土地取得経費は対象外とする。
- ※13 地域水産物普及施設：地域水産物の加工品や郷土料理の展示及び販売提供等を行い、当該施設的全取扱量のうち概ね2分の1以上が地域水産物であることとする。

(2) 行程（工程）表

(事業区分番号) 実施項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

※実施（予定）月に○を付す。実施項目数に合わせて行を増やすこと。

(3) 事業内容

実施内容	(1) 海業調査、先進地視察、専門家を招聘する勉強会	
	(2) 海業コンテンツの創出、試行、ブラッシュアップ	
	(3) 人材育成、民間企業との連携・情報発信	
	(4) 海業支援施設整備	

※実施予定の事業区分について実施内容を具体的に記述すること。

(4) 事業費の内訳

(単位：円)

事業区分	費目・事業費積算	内 訳			備 考
		県 費	市町村費	その他	
(1) 海業調査、先進地視察、専門家を招聘する勉強会					
(2) 海業コンテンツの創出、試行、ブラッシュアップ					
(3) 人材育成、民間企業との連携・情報発信					
(4) 海業支援施設整備					
合計					

※費目・事業費には、費目ごとに積算金額を記載し、費目数に応じて行を増やすこと。

3 期待される海業の効果（実績報告時は実績値）

【実施する海業：】

項目	計画時 令和○年度	1年目 令和○年度	2年目 令和○年度	3年目 令和○年度	4年目 令和○年度	5年目 令和○年度
集客数 (人)						
販売金額 (円)						

※実施する海業ごとに表を作成する。

4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由
（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ分かっている場合に理由を記載）

6 他の補助金の活用の有無

（1）活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

（2）活用補助金の概要

※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

補助金名：

事業内容：

問い合わせ先：

（3）その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

7 消費税の取扱い

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※消費税の取り扱いについて当てはまるいずれかに○をすること。

8 添付資料

【交付申請時】

（1）グループ、団体の概要がわかる資料及び事業実施主体の組織構成が明らかになる書類（漁業者グループ、任意団体の場合）

（2）事業費の詳細がわかる資料。備品購入及び設備・施設整備の場合の見積書は、5万円から20万円未満は1者、20万円から50万円未満は2者、50万円以上は3者から徴取することを基本とする。ただし、規定の数の業者から徴取することが出来ない場合はこの限りではない。

（3）機械、設備等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、事業の目的を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料。

(4) 施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番の分かる資料、建築等に関する関連法令等の手順がわかる資料。

【実績報告時】

(1) 取組内容が分かる資料（活動状況や施設、設備等の整備状況を示す写真）。

(2) 事業費の詳細がわかる資料（契約書、納品書、請求書、領収書等）。

(3) 漁港施設で海業を実施するにあたり、事前に漁港、港湾管理者と協議・調整したことが分かる資料（占有許可書、協議報告書等）

様式第2号（第4条、第10条関係）

〇〇年度鳥取県港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業収支予算（決算）書

（1）収入の部

（単価：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金					
市町村					
その他					
合 計					

（2）支出の部

（単価：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
（1）海業調査、 先進地視察、 専門家を招聘する勉強会					
（2）海業コンテンツの創出、 試行、ブラッシュアップ					
（3）人材育成、 民間企業との連携・情報発信					
（4）海業支援 施設整備					
合 計					

区分は事業区分ごとに記入すること。

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助事業の間接補助事業の内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業費補助金交付要綱（令和6年3月22日付第202300297601号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

所在地
名称
代表者名

年度鳥取県港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業費補助金仕入控除税額確定報告書

鳥取県港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、鳥取県港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額
（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
 - （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分	非課税仕入れ	合計
経費の内訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

（2）課税売上割合 〇〇%

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法